

兵庫県公報

平成20年11月25日 火曜日 第 2034 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	1
○ 保安林の指定の予定通知（同）	2
○ 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定（水質課）	2
○ 神戸国際港都建設道路事業の認可（街路課）	2
○ 中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）	3
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
○ 土砂災害警戒区域の指定（同）	4
○ 都市計画の変更についての案の縦覧（都市計画課）	4
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（同）	5
○ 道路の位置指定（建築指導課）	5
公 告	
○ 平成20年度兵庫県文化賞受賞者（芸術文化課）	5
○ 平成20年度兵庫県科学賞受賞者（同）	6
○ 平成20年度兵庫県スポーツ賞受賞者（同）	6
○ 平成20年度兵庫県社会賞受賞者（同）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	8
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	8
人事委員会規則	
○ 公益法人等への職員の派遣等に関する規則等の一部を改正する規則	9
人事委員会告示	
○ 公益法人等への職員の派遣等に関する実施規程等の一部を改正する規程	11
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示（県立人と自然の博物館）	12

公布された法令のあらまし

- 公益法人等への職員の派遣等に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第6号）
公益法人制度改革による関係法及び条例の施行及び株式会社日本政策金融公庫の設立により「公庫の予算及び決算に関する法律」が一部改正施行されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第1156号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成20年11月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
篠山市後川新田字北中山1の4
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局地域振興部柏原農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1157号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年11月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 養父市八鹿町三谷字家ノ上へ235の1、235の2、236の1、236の2、字ニンジ652、653、656、657
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字家ノ上へ236の1 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部和田山農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1158号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第5条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域として次のように指定する。

平成20年11月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 区域
 - 伊丹市鴻池7丁目63番の一部及び86番の一部
- 2 特定有害物質の名称
 - 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物



兵庫県告示第1159号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成20年11月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
 - 神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3. 4. 14号鈴蘭台幹線

3. 4. 39号鈴蘭台環状線

3 事業施行期間

平成20年11月25日から平成27年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

神戸市北区鈴蘭台東町1丁目、鈴蘭台北町1丁目及び鈴蘭台南町1丁目地内

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第1160号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年11月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 施行者の名称

姫路市

2 都市計画事業の種類及び名称

中播都市計画道路事業

3. 3. 506号内々環状東線

3 事業施行期間

変更前 平成9年6月10日から平成21年3月31日まで

変更後 平成9年6月10日から平成22年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第1161号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年11月25日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
大 谷 (2)	養 父 市		大 谷	西 ノ 山	258番、258番1、259番1の一部、259番2、260番から262番、262番1、262番3から262番5まで、263番から273番まで、274番から276番までの各一部、277番から279番まで、280番の一部、281番の一部、282番2の一部、513番2、513番3、514番1、514番2、515番1、515番3の一部、516番1から516番3まで、517番1、517

				番 2、518番 1 から518番 6 まで、519番、520番、521番 1 から521番 3 まで、522番、523番、524番 1 から524番 6 まで、525番 1、525番 2、526番 1、526番 2、527番、528番、529番 1 から529番10まで、530番から534番まで、535番 1、535番 2、536番から538番まで、514番 2 から515番 1 に至る地先の道路敷の一部、516番 2 から519番に至る地先の水路敷、520番から524番 6 に至る地先の道路敷の一部、526番 1 から532番に至る地先の道路敷、534番地先の道路敷の一部、534番地先の水路敷、536番から538番に至る地先の道路敷の一部 清 所 539番、540番、539番から540番に至る地先の道路敷の一部 エンハラ 586番、586番 1、587番、587番 1、588番 1、588番 2、589番、589番 1、592番、592番 1、592番 2、593番、593番 1、594番、594番 1、595番、595番 1 から595番 4 まで、597番、597番 1 から597番 6 まで、598番、598番 1、599番、599番 1、604番 1、604番 3、605番 1、605番 2、606番、606番 2、607番 1、608番、608番 1、609番、609番 1、614番、614番 1、586番から589番に至る地先の道路敷の一部、586番から594番に至る地先の水路敷の一部、593番から597番 1 に至る地先の道路敷の一部、595番から595番 1 に至る地先の道路敷の一部、595番 1 から595番 3 に至る地先の水路敷、609番地先の道路敷の一部
--	--	--	--	---



兵庫県告示第1162号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年11月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
恒屋 I (102040039)	姫路市香寺町恒屋 神崎郡福崎町高橋（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、この図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所、姫路市役所及び福崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1163号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都

市計画の変更に係る都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成20年11月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称
中播都市計画道路
3.4.250号大門西治線
- 2 都市計画を変更しようとする土地の区域
神崎郡福崎町南田原字北西、字東角及び字桶川並びに西田原字大塚、字西花畑、字東花畑及び字前田
- 3 都市計画の案の縦覧期間
平成20年11月25日から同年12月9日まで
- 4 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び神崎郡福崎町まちづくり課



兵庫県告示第1164号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成20年11月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称
南淡都市計画道路
3.5.400号福良港線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
南あわじ市福良字片上、字北八反、字八反、字祖江、字大江及び字居神



兵庫県告示第1165号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成20年11月25日から淡路県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成20年11月25日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H20淡路位置 0005号	20.11.12	南あわじ市広田中筋字堂丸417番1、418番、 419番1の各一部	6.00	86.70

公 告

平成20年度兵庫県文化賞受賞者

兵庫県文化賞規則（昭和38年兵庫県規則第84号）の規定により、平成20年11月3日次の者を表彰した。

平成20年11月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 氏 名 天 野 富美男
 (2) 住 所 高砂市
 (3) 功績内容 人物をテーマに複数の人体が創り出す形や動きなどを追求した具象絵画の創作で高い評価を得るとともに後進の指導育成に努めるなど美術の振興に尽くした。
- 2 (1) 氏 名 鳳 蘭 (本名：庄 田 蘭)
 (2) 住 所 東京都大田区
 (3) 功績内容 宝塚歌劇団の男役トップスターとして一時代を築き多くのファンを魅了するとともに退団後もミュージカルをはじめとする数多くの舞台に出演しその卓越した演技で高い評価を得るなど演劇の振興に尽くした。
- 3 (1) 氏 名 小 川 洋子
 (2) 住 所 西宮市
 (3) 功績内容 繊細かつ端正な筆致で透明感のある独自の世界観を築き上げ「妊娠カレンダー」「博士の愛した数式」をはじめ数多くの優れた文学作品を発表し内外で高い評価を得るなど文学の振興に尽くした。
- 4 (1) 氏 名 小 倉 健
 (2) 住 所 神戸市垂水区
 (3) 功績内容 明石焼の伝統を受け継ぎながら独自の感性と技法による斬新な陶芸作品を発表し高い評価を得るとともに兵庫県工芸美術作家協会理事長として協会の運営と後進の指導に努めるなど美術の振興に尽くした。
- 5 (1) 氏 名 木 津 宗 詮 (本名：木 津 宗 人)
 (2) 住 所 尼崎市
 (3) 功績内容 永年にわたり兵庫県茶道協会副会長として流派を超えた茶道界の発展に情熱を注ぐとともに官休庵茶道教授として後進の育成や茶道の普及に努めるなど県民文化の振興に尽くした。
- 6 (1) 氏 名 延 原 武 春
 (2) 住 所 神戸市中央区
 (3) 功績内容 永年にわたり日本テレマン協会代表として数多くの演奏会を開催し室内管弦楽の普及発展に努めるとともに県立芸術文化センターの開設にあたりソフト・ハードの両面から有益な助言を行うなど音楽の振興に尽くした。



平成20年度兵庫県科学賞受賞者

兵庫県科学賞規則（昭和38年兵庫県規則第85号）の規定により、平成20年11月3日次の者を表彰した。

平成20年11月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 金 沢 和 樹
 (2) 住 所 神戸市東灘区
 (3) 功績内容 食品成分の機能性研究の先駆者として世界で初めてポリフェノール・フラボノイドの生活習慣病予防機能を分子生化学的に明らかにするとともに機能性食品を開発するなど健康の増進と産業の発展に貢献した。
- 2 (1) 氏 名 川 村 春 樹
 (2) 住 所 神戸市西区
 (3) 功績内容 固体物理研究の先駆者として大型放射光施設スプリング8を活用した実験により超高压下における水素の相転移などを明らかにし科学技術の向上に貢献した。
- 3 (1) 氏 名 西 川 伸 一
 (2) 住 所 神戸市中央区
 (3) 功績内容 幹細胞研究の第一人者として細胞の新陳代謝を調節するメカニズムの解明に貢献するとともに血液幹細胞やES細胞の試験管内操作法を開発するなど医学の向上に貢献した。



平成20年度兵庫県スポーツ賞受賞者

兵庫県スポーツ賞規則（昭和39年兵庫県規則第118号）の規定により、平成20年11月3日次の者を表彰した。

平成20年11月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 高 木 陽 子
 (2) 住 所 西宮市
 (3) 功績内容 永年にわたり兵庫県テニス協会副会長等の要職を歴任し競技の普及と発展に努めるとともに選手時代の豊富な経験を基に後進の指導育成に力を注ぐなどスポーツの振興に尽くした。
- 2 (1) 氏 名 村 田 由香里
 (2) 住 所 東京都国立市
 (3) 功績内容 若い力と情熱を新体操に注ぎ全日本選手権個人総合6年連続優勝をはじめ内外の大会で輝かしい成績を収めるなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 3 (1) 氏 名 山 本 登 央
 (2) 住 所 姫路市
 (3) 功績内容 永年にわたり兵庫県ソフトボール協会副会長等の要職を歴任し競技の普及と発展に努めるとともに本県で開催された全国大会の円滑な運営に貢献するなどスポーツの振興に尽くした。
- 4 (1) 氏 名 朝 原 宣 治
 (2) 住 所 大阪ガス(株) 気付
 (3) 功績内容 ひたむきな情熱を陸上競技に注ぎ北京で開かれた第29回オリンピック競技大会において銅メダルを獲得するなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 5 (1) 氏 名 池 田 浩 美
 (2) 住 所 神戸市中央区
 (3) 功績内容 若い力と情熱をサッカーに注ぎアテネと北京で開かれた両オリンピック競技大会において2大会連続入賞を果たすなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 6 (1) 氏 名 乾 絵 美
 (2) 住 所 群馬県高崎市
 (3) 功績内容 若い力と情熱をソフトボールに注ぎ北京で開かれた第29回オリンピック競技大会において金メダルを獲得するなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 7 (1) 氏 名 大 村 加奈子
 (2) 住 所 久光製薬(株) 気付
 (3) 功績内容 若い力と情熱をバレーボールに注ぎアテネと北京で開かれた両オリンピック競技大会において2大会連続入賞を果たすなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 8 (1) 氏 名 狩 野 亜由美
 (2) 住 所 愛知県刈谷市
 (3) 功績内容 若い力と情熱をソフトボールに注ぎ北京で開かれた第29回オリンピック競技大会において金メダルを獲得するなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 9 (1) 氏 名 栗 原 恵
 (2) 住 所 山形県天童市
 (3) 功績内容 若い力と情熱をバレーボールに注ぎアテネと北京で開かれた両オリンピック競技大会において2大会連続入賞を果たすなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 10 (1) 氏 名 竹 下 佳 江
 (2) 住 所 西宮市
 (3) 功績内容 若い力と情熱をバレーボールに注ぎアテネと北京で開かれた両オリンピック競技大会において2大会連続入賞を果たすなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 11 (1) 氏 名 廣 瀬 芽
 (2) 住 所 群馬県高崎市
 (3) 功績内容 若い力と情熱をソフトボールに注ぎ北京で開かれた第29回オリンピック競技大会において金メダルを獲得するなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。



平成20年度兵庫県社会賞受賞者

兵庫県社会賞規則(昭和47年兵庫県規則第44号)の規定により、平成20年11月3日次の者を表彰した。

平成20年11月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 五百井 嬉美代

- (2) 住 所 たつの市
- (3) 功績内容 兵庫県いずみ会会長として食生活改善活動を通じた生活習慣病の予防や食育事業にいち早く取り組み県民の健康づくりに努めるなど明るく豊かな社会づくりに尽くした。
- 2 (1) 氏 名 財団法人ひょうご子どもと家庭福祉財団
- (2) 住 所 神戸市中央区
- (3) 功績内容 永年にわたり障害のある子どもたちの療育を支援するとともに全国で初めて身体障害者が主体的に施設運営に参加するチェンジャーホームを開設するなど県民福祉の向上に尽くした。
- 3 (1) 氏 名 大 日 千恵子
- (2) 住 所 神戸市長田区
- (3) 功績内容 永年にわたりガールスカウト日本連盟や兵庫県支部の要職を歴任し本県のガールスカウトの礎を築くとともに組織の充実と青少年の健全育成に努めるなど明るく豊かな地域社会づくりに尽くした。
- 4 (1) 氏 名 兵庫県声の図書赤十字奉仕団
- (2) 住 所 神戸市中央区
- (3) 功績内容 永年にわたり視覚障害者のために書籍や新聞記事を音声化する活動に取り組むとともに障害者への理解を深めるための講習や講演会を積極的に開催するなど県民福祉の向上に尽くした。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年11月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市美保里47番3の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市米田町米田149番地の2
株式会社ユニゾン 代表取締役 伊 藤 正 裕
- 3 許可年月日及び許可番号
平成20年7月24日
兵庫県指令東播（建）第1-5-2号（19高砂）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第73号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設として既に指定した施設に関し、施設の取消しがあったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成20年11月25日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

- 1 病院及び介護老人保健施設の表西宮市の項中

介護老人保健施設 ハートケア西宮 渡辺	同 市池田町3-25
介護老人保健施設 清和香櫨園	同 市弓場町1-15

を
「

介護老人保健施設 ハートケア西宮 渡辺	同 市池田町3-25
------------------------	------------

」

に改める。

人 事 委 員 会 規 則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月25日

兵庫県人事委員会

委員長 中 瀬 憲 一

兵庫県人事委員会規則第6号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則等の一部を改正する規則

(公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第1条 公益法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年兵庫県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則

第1条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第2条中「公益法人等」を「団体」に改める。

第5条第1項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

第9条の見出し中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

別表第1に次の備考を加える。

備考 この表の右欄に掲げる団体の名称は、平成20年12月1日においてそれらの名称を有する団体を示し、その後におけるそれらの名称の変更によって影響されるものではない。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第2条 職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項第3号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改め、同条第4項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第22条の3第1項第1号中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫」を、「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第30条の2第1項第3号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

第30条の4第2項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

第37条第1項第4号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同条第21項第1号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改め、同条第25項中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第37条の2第2項第4号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第43条第2号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

別表第16備考中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

別表第17の2中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第3条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項第3号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改め、同条第4項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第21条の3第1項第1号中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫」を、「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第29条の2第1項第3号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

第29条の4第2項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

第43条第1項第4号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同条第21項第1号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改め、同条第29項中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第43条の3第2項第4号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第50条第2号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

別表第13備考中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

別表第16の2中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

（職員等の寒冷地手当に関する規則の一部改正）

第4条 職員等の寒冷地手当に関する規則（昭和39年兵庫県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

（職員団体の登録等に関する規則の一部改正）

第5条 職員団体の登録等に関する規則（昭和41年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条中「法第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）第3条第1項」に改める。

別記様式第7号中「地方公務員法第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項」に改める。

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第6条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第2項第1号を次のように改める。

(1) 沖縄振興開発金融公庫

（一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正）

第7条 一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

（職員の大学院派遣研修費用の償還に関する規則の一部改正）

第8条 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する規則（平成19年兵庫県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

第8条第2項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

2 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成18年兵庫県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

附則第18項第4号カ中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改め、同項第5号中「職員の育児休業及び部分休業に関する条例」を「職員の育児休業等に関する条例」に、「公益法人等への職員の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則」に改め、「以下「公益法人等派遣規則」という。」を削る。

附則第20項第3号中「公益法人等派遣規則」を「公益法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年兵庫県人事委員会規則第1号)」に改める。

3 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成20年兵庫県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

附則第13項第4号カ中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改め、同項第5号中「公益法人等への職員の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則」に、「公益法人等派遣規則」を「公益的法人等派遣規則」に改める。

附則第15項第3号中「公益法人等派遣規則」を「公益的法人等派遣規則」に改める。

人 事 委 員 会 告 示

兵庫県人事委員会告示第4号

公益法人等への職員の派遣等に関する実施規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年11月25日

兵庫県人事委員会

委員長 中 瀬 憲 一

公益法人等への職員の派遣等に関する実施規程等の一部を改正する規程

(公益法人等への職員の派遣等に関する実施規程の一部改正)

第1条 公益法人等への職員の派遣等に関する実施規程(平成14年兵庫県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への職員の派遣等に関する実施規程

第1条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への職員の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則」に、「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第2条第3項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

第3条の見出し中「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、同条中「公益法人等・派遣先団体等状況報告書」を「公益的法人等・派遣先団体等状況報告書」に改める。

様式第1号中「公益法人等への職員の派遣等に関する規則」を、「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

様式第2号から第4号までの規定中「公益法人等への職員の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則」に改める。

様式第5号中「公益法人等・派遣先団体等 状況報告書」を「公益的法人等・派遣先団体等 状況報告書」に、「公益法人等への職員の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則」に、「公益法人等・派遣先団体等」を「公益的法人等・派遣先団体等」に、「公益法人等」を「公益的法人等」に、

「民法第34条」を「一般社団・財団法人法第22条」に、「財団法人、社団法人」を「一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人」に、「公益法人等派遣法施行令」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の法人を定める政令(平成12年政令第523号)」に、「同施行令」を「同政令」に、「民法法人」を「一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人」に改め、「寄付行為」及び「・寄付行為」を削る。

(職員の給与に関する実施規程の一部改正)

第2条 職員の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項第1号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第20条の6中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第23条第1項第1号中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正)

第3条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第20条の6中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第23条第1項第1号中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成20年12月1日から施行する。

教 育 委 員 会 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成20年11月25日

契約担当者

兵庫県立人と自然の博物館長 岩 槻 邦 男

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県立人と自然の博物館 情報システム 一式(賃貸借)
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県立人と自然の博物館 三田市弥生が丘6丁目
- 3 落札者を決定した日
平成20年9月26日
- 4 落札者の名称
富士通リース株式会社神戸支店 神戸市中央区東川崎町一丁目7番4号
- 5 落札金額
263,992,020円
- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成20年8月15日